

2025/01/14 制定

2025/03/29 改訂

兵庫県政を正常に戻す会 会則

(名称)

第1条 本会は兵庫県政を正常に戻す会（以下「本会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、兵庫県 XXX 市 XXX に置く。（当面は会長の住所として非公開）

(目的)

第3条 本会は、民主主義の基盤であり「民主主義の学校」ともいわれる地方自治における住民自治の精神を尊び、市民相互の啓発活動を通じて兵庫県政を健全化することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 講演会・勉強会などの啓発活動
- (2) 署名・請願・陳情など地方自治法で定められた住民自治に関する活動
- (3) 目的を共にする他団体との共同活動
- (4) その他の目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員はこの会の目的に賛同し入会したものとする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員になろうとするものは、一口 500 円の会費を 1 会計年度のうちに 1 口以上納入しなければならない。

2 会費の納入は銀行振込のみこれを受けつける。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したときは退会したものとみなす。

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会計局長 1 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 監査役 1 名

(選任)

- 第 10 条 役員は総会において、会員の中から選任する。ただし、役員は兵庫県民に限る。
- 2 会員に公認会計士もしくは弁護士資格を有するものがあれば、そのものを優先して会計局長もしくは監査役に選任する。
- 3 監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計局長は、本会の会計を担当する。
- 4 事務局長は、本会の事務並びに議事録の整理を担当する。
- 5 監査役は、本会の会計を監査する。

(解任)

- 第 12 条 役員が各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。
- (2) 10 日間以上にわたりその所在がつかめないと認められるとき。

(任期)

- 第 13 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

(総会)

- 第 14 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第 15 条 総会は、会員をもって構成する。

(審議事項)

- 第 16 条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。
- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事業予算及び収支予算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) その他会の運営に関する重要事項

(開催)

- 第 17 条 総会は、会長が招集する。
- 2 通常総会は、年 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の 3 分の 1 以上から請求があったとき。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 20 条 総会の議事は、この規則に定めるものの他、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 21 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は事務局長が作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

(議事録の公開)

第 23 条 総会をはじめ本会の全ての会合では議事録が作成されなければならない。

2 総会以外の議事録については、当該会合の出席者の中から互選した議事録作成者が議事録を作成し、議事録作成者及び当該会合の出席者のうち 2 名以上が署名した上で事務局長に提出されなければならない。

3 どのような意思決定であっても議事録のないものについては効力を認めない。

4 全ての議事録はその公開の要請の有無に関わらず広く公開されるものとする。

5 本会の会合で対面的手段をもってする会合については、その全編を全て録音もしくは録画するものとする。

6 会合を録画・録音する際は、参加する会員のプライバシーや個人情報に配慮しなければならない。

(役員会)

第 24 条 役員会は監査役を除く役員をもって構成する。ただし、監査役は役員会に同席し、意見を述べることができる。

(役員会の機能)

第 25 条 役員会は、この規則で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第 26 条 役員会は会長が必要と認めるときに開催する。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第 28 条 役員会には、第 19 条から第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」とあるものは「役員」と読み替えるものとする。

(経費)

第 29 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 30 条 本会の事業年度は、1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 31 条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 32 条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会計局長が作成し、会計局長並びに会長がその書類に署名捺印した上で、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(顧問、相談役)

第 33 条 本会に諮問機関として顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、役員会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役は、役員会をはじめ本会全ての会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問、相談役は、一切の議決権を有しない。

(事務局などの設置)

第 34 条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(会則の変更)

第 35 条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第 36 条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。